

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 令和4年3月10日（木曜日）
午前9時30分開会，午前10時2分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
 - (1) オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について
 - (2) 発言の取り消しについて
 - (3) その他
- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎
副委員長 平石 勝司
委 員 篠塚 昌毅
委 員 鈴木 一彦
委 員 下村 壽郎
委 員 今野 貴子
委 員 塚原 圭二

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 小坂 博
副議長 勝田 達也

事務局職員出席者

局 長 小松澤 文雄
次 長 天貝 健一
係 長 小野 聡
主 任 津久井 麻美子

主任 松本 裕司
主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 おはようございます。朝早くから大変申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

○海老原委員長 それでは、協議事項に入ります。協議事項1 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について協議をお願いします。この意見書は取手市議会から提出要請のあったもので、議会運営委員会では今年度中に結論を出すこととなっているものです。では説明を事務局からお願いします。

○天貝事務局次長 資料1をお願いします。前回の協議から時間が経ってますのでこれまでの経緯等について簡単にご説明いたします。1 これまでの経緯です。令和2年県南議長会で取手市議会から意見書を提出するよう要請されたもので、対応は各市議会に委ねられている状況でございます。令和3年6月、取手市議会では委員会をオンラインで開催できるよう会議規則を改正しました。それ以降も動きがございまして、本年2月にオンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果につきまして全国議長会が報告しております。その中で標準委員会条例等の改正には至っておりません。参考の改正案を示すに留まっております。なお、今後地方自治法が改正されれば改めて検討を行うという内容でございました。それから3月に入り先週4日の新聞報道で衆議院の憲法審査会において国会におけるオンライン審議が憲法上認められると報告されたとありますが、一方でオンライン上での本人確認をどうするかなど、課題は山積しているとも報じられております。続いて3の課題につきましては、本人確認の他に議員以外の同席者があった場合の対応や妨害対策、セキュリティー、秘密会の実施などが挙げられます。4の県南10市の状況は、既に意見書を提出した議会はつくば・稲敷市、提出しないのは竜ヶ崎、保留が石岡・かすみがうら、棚上げになっているのが牛久、守谷、つくばみらいでございます。資料2を御覧ください。取手市が提出した意見書です。その請願内容を要約しますと、自治法での議会への出席は議場に参集することと解されているが、コロナなどの非常時に議場に参集できない場合でもオンライン会議により議会運営を行えるよう自治法を改正することを求める、というものでございます。そしてご協議いただいて土浦市議会としても意見書を提出すべきだとなった場合の案についてもご説明いたします。資料3を御覧ください。意見書を出しているつくば市

議会や取手市議会などを参考に作成したものとなります。朗読します。今般の新型コロナウイルス感染症拡大や、今後新たな感染症の発生が考えられる中、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が現実のものとして想定されている。定足数を満たす人数の議員が議場、招集場所に参集出来ない状態においても、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、市政運営の基本的な方針を議決する意思決定機関としての役割を果たすことができない。しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における議会出席の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は、現行法上できないとされている。一方で、総務省は、令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を示したが、本会議でもオンライン化ができなければ非常時における議会運営の問題の解決には至らない。議会の意思形成過程である委員会審議において、オンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。令和4年3月、衆議院憲法審査会は非常時にオンラインでの国会審議を現行憲法でも認める報告をまとめるなど議論が始まったが、非常事態はいつ何時発生するか予測困難であり、早急な議論の進展が期待される。よって、国及び政府においては、議場に参集できないような非常時には、地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議により、遠隔審議、議決が可能となるよう、早急な地方自治法の改正を強く要請する。提出先については記載のとおりです。取手市が提出した中では、法改正を求める理由の一つに育児や介護で外出できない場合に、自宅から議案審議・表決に参画できる手段が議員の多様性の観点から求められるとされておりますが、あくまでも非常時の対応に絞った上で改正を求めるべきではないかとの考えから、この土浦市議会の意見書案には育児・介護についての記載はございません。説明については以上です。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

○篠塚委員 だいぶ長い間議論してきたことなんですけど、オンラインによる本会議委員会の開催についてはこの御時世では当然のことで行われなければならないこと。ただルール上できないこともありますので、地方自治法を改正するためにも意見書の提出は有効だと思います。また、土浦市議会としての意見書案が出ましたが、まさにこのとおりかと思っておりますので、できればこの意見書を出して、土浦市としてもこのオンライン会議について議会運営委員会で議論をしていって、方向性を見いだすということも必要かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今篠塚委員から意見書提出ということで意見がありましたが、そのほかの方は。

○今野委員 私も意見書提出には賛成です。一つ質問なのが、つくば市は育児や介護で容易に外出できない議員でもオンラインで出席できるようにという文言を削ったとあるんですが、これからやはり男女共同参画というのはますます強く叫ばれてくるでしょうし、市議会議員に女性議員を増やすという意味でもこのことはいずれ問題になってくる

と思うんですよね。だったら今もう一步進んでつくば市と同じような女性に配慮した文言を入れて良いんじゃないかと思います。

○平石副委員長 私も先ほど篠塚委員がおっしゃったように、現状こういった形で出すのがベストなのかなと。というのは例外的というか緊急時の対応という状況である一定の条件の下にということで私も考えておりますので現状この方がよろしいと思います。

○塚原委員 私も篠塚委員の方に賛成です。その中で今後どういうふうにやっていくかをいろいろ検討していきながらということもあったので、今野委員が今言われたことも将来あげていくことで良いのかなと私は思います。今回はこの提案書で出して、随時検討していけば良いのかなというふうに考えます。

○鈴木委員 一箇所だけ意見書案のところで、首長の専決処分を漫然と許すこととなりという部分はいかがかなものかなと感じます。皆さんはここに違和感を感じないのかしら。専決処分を漫然と許すという表現に。

○下村委員 緊急事態の時に漫然と許すというか、そういった思考がおかしいと思うんですよね。取手市議会も出ているので同じような文面なんですけど。だけでも緊急事態の時に想定して私はこの意見書を出した場合には、緊急事態ということから入っているので漫然とというところが引っかかるという感じですよ。別に平常時であれば漫然とという所は消えていく。我々議会が開催するから。だけど緊急事態で議会が開催されないからオンラインでやろうということであれば、漫然とというところが別に漫然ではない訳ですよ。緊急事態なんだから。というふうに感じますけど。文言としては削除できれば良いのかなと私はそういう意見です。

○篠塚委員 今の専決処分の件に関しましては、議会基本条例を作成する際にも専決処分を安易に認めないために通年議会という議論がなされました。専決処分が全くなしで議会の承認を得るという通年議会のあり方というのが全国的に問題になったというのがありまして、土浦市は平穩無事にしっかりとしていますので急激な専決処分というのがないですが、ただ今後そういうこともあり得るし全体を考えていく上で、専決処分は漫然と許すことなりという文言が入ったものと思います。ただそれはそれぞれの議会の考え方だと思うので、私はこの文章を入れても別に問題はないと思ってます。先ほど今野委員が言われた女性に関しても、土浦市議会の現状を鑑みますとまだ入れないで、今後ただ検討事項として入れておいてしっかりと議論をしてやっていくべきだと思います。

○下村委員 漫然とというのは辞書で調べないと分からないけど、先ほど篠塚委員が安易にという表現をされました。漫然とというのは表現的にはあまり受け入れづらい表現のように感じます。取手も書いてありますけど。

○鈴木委員 全くそうだし、専決処分というものの自体が首長の権限として認められているわけですよ。それをこういう表現にするというのは私は良くないと思う。議会が市長専決処分に対して制限を加えるような対策になってしまうから、専決処分は専決処分として首長さんの権限で出すと。それは後で報告があるのだから、漫然と許すという表現は絶対適切ではないと思います。

○海老原委員長 これ。下村委員から出たんだけど。いかがでしょうか。

○天貝事務局次長 今御議論をいただきまして、漫然とという表現はあまり良くないとのことですので、案としては漫然という部分を削除するか、今お話が出ましたように安易にという表現に直すか御議論をお願いします。

○篠塚委員 今鈴木委員は専決処分という言葉自体も、市長の権利だから削除した方がよいという御意見だったんですが、専決処分はいろいろあると思いますので、今回みたいに何億円の専決処分、コロナ感染があったりして議会を通さなくて良いのかという話があるのですが、その場合でいろいろな対応があると思いますので。ただこれは執行部の市長の権限でもありますが、ただそれに対して議会が意見を言えないというのも困るだろうということで、やはり独立性の主張と二元代表制を行っていく上での必要性があると思うので、この表現を入れたと思いますので、私はこの二元代表制を表すのであれば入れた方がよいのかなと思います。

○小松澤事務局長 参考までなんですが、専決で許されているのは議会で議決して金額はこのくらいならば専決して良いですよ。あとは示談については良いですよとか議会が委任している専決と、市長部局が持っている専決の権利というのがあります。ただ専決をする場合の想定というものが各項目ありまして、通常は議会を開くいとまがない場合、本当に緊急の場合に限られているというのが一般的な解釈だと思います。いとまがないというのはどういうことかという、大きな震災があってすぐにやらなくてはならないとか、そういう時に集まるのが困難なので専決をするというのが想定されます。漫然とというのは、議会の招集権は市長にありますから、市長が招集しないで専決ばかり連発すると。過去にそういう市もあって地方自治法の改正に至ったわけですけど、そういう背景があつてのことだと思います。漫然という言葉が市議会としてふさわしくないというのであればそういうふう置き換えるというのは妥当性がある判断かなと思います。

○鈴木委員 大体今と同じなんですが、これはあくまでも緊急時に対する対応というふうに私は解釈したんですね。そうすると今首長が判断しないといけないというのが緊急性がある場合。我々が集まれない以上にこのタブレットでさえ開けない、電源が入らないという状態もあるんですね。そういう所まで想定してこの表現を入れると、首長が専決処分をしづらくなる。またはした後にいろいろ問題が起きる可能性がある。だからなるべくこの表現は。意見書自体は賛成ですよ。私は。ただこの表現だけを何か良い表現はないかなということで皆さんの知恵を出していただきたい。

○海老原委員長 まず鈴木委員の意見ですが、先ほど下村委員から漫然を安易だったら良いのではと出ましたが鈴木委員どうでしょう。

○鈴木委員 あくまでも緊急事態に限っての話だから、緊急事態の場路面において漫然と許すという表現は。

○海老原委員長 漫然ではなくて、専決処分の文書を入れて。

○鈴木委員 専決処分の部分を抜いてくれって言っているの。

○海老原委員長 いかがいたしましょうか。

○下村委員 事務局に聞きたいのですが、漫然という表現は同理解なされていますか。

○天貝事務局次長 ニュアンス的には簡単に許してしまうということかと思います。

○下村委員 そうすると議会は何もしていないのかと。何も認識しないのかとかそういう表現につながるということになると、市民に対して良くない。だから漫然という表現をもうちょっと違う表現に変えることによって専決処分という文面が入っていてもおかしくはないと感じます。

○海老原委員長 ですから先ほどの安易という表現はいかがでしょうか。その後子育てと。それはまた後か。

○今野委員 緊急時にお子さんがいてガタガタになっていたらできませんよね。だからそれは十分緊急時だと思います。

○篠塚委員 今3点出ましたので、一つは専決処分を削除する。みんな賛成は賛成なんですけど、一つは専決処分を削除する。もう一つは原案どおり、または漫然を直す。三つめは先ほどの育児とか全て入れて出す。という3点がありますので3点の中で絞り込んでやっていくべき。出すと言うことは賛成しておりますので、そこを著津議論していただければなと思うんですが。

○海老原委員長 今篠塚委員から3点に絞ってどうでしょうかということでしたがいかがでしょうか。多数決で。

○篠塚委員 もうちょっと議論をしてから。意見をいただいてから。いきなり多数決というのではなくて、専決処分のあり方というのは結構重要だと思うので。意見書を出すということだけを今決めていただいて。もう一度議運を開いて、内容を慎重にやらなくてはならないと思いますのでいかがでしょうか。出すということだけ決めていただいて。文言等はもう一度議論をして。出すか出さないかの議論は日程的にはどうなんでしょう。今日の予算決算が終わってからも間に合いますかね。時間も時間ですから。

○鈴木委員 これ時間は関係ないからね。関係ないよ。ただ1点、首長の専決処分を漫然と許すこととなりを除けば良いんです。それを認めるかどうかなんです。みんながそこを削れば決まっちゃう。

○海老原委員長 議論を尽くしてないから。

○鈴木委員 OKできないの。じゃあやめた方が良い。決まらないよ。

○海老原委員長 出すか出さないかという意見が出ましたので。

○鈴木委員 全体的に出すことは良いんです。そこだけ削ってくださいというのが俺の意見です。そこを削らない限り賛成できない。

○海老原委員長 もう一回議運を開くと言うことでよろしいでしょうか。

○鈴木委員 ごめんね委員長。会期は23日まであるわけですよ。なんで今日またやらなくてはならないの。考えて再度。明日でも良いですよ。考える時間。今日午前中にまとまらないのを、予算決算の審議をしたあと集まったって同じでしょう。

○下村委員 私も少し引っかかるのは、市長の専決処分という所なんです。やっぱり。だけれども議会としては緊急時にその所を普段一生懸命やっているんだから議会もできるはずなんだ。先ほど局長が専決処分でこら辺までは決められますよとか、あと市長部局の方でやれるものもありますよとか、そういう話も聞いたわけだ。そうすると本

来は市長専決という所は外しても良いんだろうと思う。だけど緊急事態の時に対応するためには、何億だろうが市民のために使わなくてはならない。市民のためには。議会が開けなくても。だから専決処分はやらなくてはならない。その所ばかりに集中しなくても専決処分は削っても私は良いと思います。だから漫然という表現はおかしいと言ったんです。

○海老原委員長 次に予算決算委員会がありますので日程的には先ほど予算決算委員会は終了後と言ったんですが、18日の全体会のあとと言うことでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○鈴木委員 考える時間をもらえれば。

○海老原委員長 次に、協議事項2発言の取り消しについて協議をお願いします。これは柏村議員から議長へ3月8日の本会議での一般質問での発言の一部において、発言取消し申出書の提出があったものでございます。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料4をお願いします。委員長からありましたとおり、3月8日の柏村議員の一般質問における発言取り消し申出書が提出されております。男女共同参画の質問時に残り時間がわずかになったときに、市長の答弁のあと柏村議員の発言のうち取り消したい発言は、そちらに記載のとおりでございますけど、ここで読み上げますとまた会議録に載ってしまいますので読み上げは差し控えさせていただきます。取消しの理由はでございますが、議員が発言したものをタイトルとした本があるということで、本の内容が時間を費やすというような内容であったと。ということでこれを男女共同参画のと柏村議員が重ね合わせたことから、この様な発言になったとおっしゃってありました。しかし柏村議員の発言の主旨と議場で聞かれる皆さんとの捉え方が異なっているということから正しく伝わっていないおそれがあるということから取消しを申し出たということでございます。2ページ目をお願いします。この申出が本会議で許可されれば、柏村議員の当該発言を会議録に記載のとおり点に置き換えることとなります。またそれを引用した鈴木議員の当該発言に関しても、柏村議員の発言取消しの許可が最終日の本会議にて議決されれば、これを引用した鈴木議員の発言も取り消しまして、会議録では同様に記載のとおり点に置き換える処置を行うということになります。このあとの流れにつきましては最終日の全員協議会で発言取消しの説明をした上で、柏村議員から一言取消し理由に関するコメントをいただくというのが慣例となっております。そのあと本会議にて発言取消しの決を行うという流れになります。なお、発言取消し部分のケーブルテレビやネット配信の取扱いについては、許可の議決のあと修正作業を行うこととなります。しかし今回の柏村議員と鈴木議員のケーブルテレビ放映につきましては議決前に放映されてしましまして間に合いませんので、修正前の映像が放映されることとなります。一方ネット配信につきましては間に合いますので、修正したものを配信することとなります。以上です。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、事務局から説明がありましたように、議会最終日に全員協

議会で報告したうえで、本会議で発言の取消しについてを日程に追加するということがよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは次に、その他何かございますか。

○鈴木委員 発言取消しについては全く申し訳ございませんでした。その前に議運として執行部に申入れしたいのは、答弁がもう少し簡潔にできないかなど。60分の制限時間の中で議員の発言する時間より執行部の答弁の発言時間がどうしても長くなってしまふという部分を改善要望とか。今日じゃなくてね。今後議運のテーマとして取り扱っていただきたいと思います。

○篠塚委員 執行部の発言だけではなくて、議員の質問のことにしてもやっぱり合議制の議会ですから、ルールに従って遵守してやっていかなくてはならないので、それも含めて協議していくことが必要だしと思いますので、これも題材としてあげていただければと思います。

○海老原委員長 今後検討していくということよろしいですか。

○篠塚委員 はい。

○海老原委員長 それでは今後議運で検討するということがお願いします。その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 今回発言取消しの資料4ですけど、取り消す部分が記載されておりますのでこちらは削除したいと思います。

○海老原委員長 ではその他の資料は公表とさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。